

我が国における令和6年（2024年）の保障措置活動の実施結果及び

国際原子力機関（IAEA）による「2024年版保障措置声明」の公表

令和7年7月14日
原子力規制庁

1. 我が国における令和6年（2024年）の保障措置活動の実施結果

- (1) 我が国は、核兵器不拡散条約(NPT)に加盟しており、国際原子力機関(IAEA)との間で保障措置協定(以下「日IAEA保障措置協定」という。)及び同協定の追加議定書並びに二国間原子力協力協定等を締結している。

原子力規制委員会は、これらの国際約束を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っている。

我が国が令和6年(2024年)中に行った保障措置活動の概況は以下のとおり。

① 国際規制物資の計量管理、その報告及び申告(別紙1、別紙2)

2, 164の国際規制物資使用者等は、保有する国際規制物資の計量管理を行い、4, 884件の計量管理に関する報告を、原子力規制委員会に提出した。

原子力規制委員会は、それらのうち、必要な報告及び追加議定書に基づく拡大申告の対象となっている活動情報について、外務省を通じてIAEAに提供した。

② 保障措置検査等の実施(別紙1)

IAEAが我が国からの報告及び申告を基に実施した査察等への立ち会いを含め、合計124の施設等に対し、原子力規制委員会は277人・日(令和5年は254人・日)の保障措置検査等を実施¹し、指定保障措置検査等実施機関²である公益財団法人核物質管理センター(以下「NMCC」という。)は1, 798人・日(令和5年は1, 925人・日)の保障措置検査を実施した。原子力規制委員会の保障措置検査等の実績が令和5年より増加している主な要因は、原子力規制委員会査察官による積極的な保障措置活動への参画に伴うものである。一方、NMCCの保障措置検査の実績が減少している主な要因は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)核燃料サイクル工学研究所東海再処理施設の廃止措置の進展に伴う査察の減少などによるものである。このほか、令和6年(2024年)の保障措置検査等に係る主な取組は以下のとおり。

● 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に対する保障措置活動の実施

通常の保障措置活動の実施が困難な1～3号機に対して、監視カメラと放射線モニターによる常時監視や、同発電所サイト内のみに適用される追加的な保障措置活動により、核物質の未

¹ 日IAEA保障措置協定における通常査察として実施される保障措置検査実績114人・日並びに同協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス数の実績163人・日を合計した数

² 原子炉等規制法第61条の23の2に規定

申告の持ち出しがないことを確認した。また、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に移動した燃料集合体の再検認活動や2号機からの試験的な燃料デブリの取り出しに関する対応など、IAEAとの継続的な協議を通して必要な保障措置活動を実施した。1～3号機以外にある全ての核物質については、通常の軽水炉と同等の保障措置活動を行った。さらに、今後の燃料デブリの本格的取り出しに向けて、適切な検認手法及び計量管理が適用されるようIAEA及び東京電力ホールディングス株式会社と継続的に議論した。

- 貯蔵施設に対する保障措置活動の実施

リサイクル燃料貯蔵株式会社使用済燃料貯蔵施設において、使用済燃料集合体を収納した金属キャスクの受入が開始されたことを受け、保障措置活動を行った。

- 単独保障措置検査の実施

原子力規制委員会は、「施設外の場所」などにおいて、国際規制物資の適切な計量管理に資することを目的に、我が国が単独で行う保障措置検査を令和2年(2020年)より実施している。令和6年(2024年)においても、単独保障措置検査年間計画を策定し、同計画に基づき11件の施設等に対し16人・日の単独保障措置検査を実施した。

③ 令和6年(2024年)に実施したその他の保障措置活動

保障措置検査等以外の主な保障措置活動は以下のとおり。

- 保障措置検査で試料採取した核燃料物質の分析

NMCCは、保障措置検査において施設から採取した試料のうち186試料について核燃料物質の濃度、同位体組成比等を分析し、その結果を施設からの申告値と比較し、IAEAとの間で保障措置上有意な差異がないことを確認した。

- 保障措置分析技術の開発・高度化

IAEAのネットワーク分析所として認定を受けているJAEAの高度環境分析研究棟(CLEAR)において、IAEAから提供された世界の環境試料44件を分析した。JAEAはこれらの結果をIAEAに提供するとともに、我が国の環境試料分析手法の開発及び高度化に取り組んだ。

- 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正

保障措置活動の一部が免除されている非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の輸出入を行う場合に、原子力利用国際規制物資使用者と同様のIAEAに対する報告等が必要となったことから、令和6年10月1日、国際規制物資の使用等に関する規則について所要の改正を行った。あわせて、保障措置活動をより効果的かつ効率的に実施するため、所要の規定の整理等を行った。

- (2) 令和6年(2024年)中に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等により、国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることを確認した。

2. 国際原子力機関(IAEA)による「2024年版保障措置声明」の公表

○IAEAは、各国と締結する保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、これらの国の核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを確認する目的で保障措置活動を行っている。

○IAEAは保障措置活動として、締結国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は活動が無いかを確認し、その評価結果をとりまとめている。

○この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2024年版については、令和7年6月に公表された。

○この保障措置声明は、IAEAが各国と締結する保障措置協定の種類及び確認された核物質の範囲に応じとりまとめられており、我が国は、核兵器不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定(包括的保障措置協定)とともに追加議定書が発効している国の一つとして以下のとおり評価された。

IAEAは、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している137の国のうち、75の国について、拡大結論(broader conclusion)を得た。すなわち、

- ・申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない
- ・未申告の核物質及び活動の兆候が見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価した。

IAEAの「2024年版保障措置声明(Safeguards Statement for 2024)」のURL:

<https://www.iaea.org/sites/default/files/25/06/sir-2024.pdf>

※2024年版保障措置声明における評価結果の概要は、別紙3を参照。

○なお、我が国はIAEAより、初めて拡大結論が導出された2003年以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価を得ている。

<資料一覧>

別紙1：我が国における保障措置活動状況(令和6年(2024年))

別紙2：我が国の核燃料物質一覧

別紙3：2024年版保障措置声明における評価結果の概要

我が国における保障措置活動状況（令和6年（2024年））

①我が国の国内計量管理制度に基づく保障措置検査実績及び各種報告件数等 ()内は令和5年（2023年）

原子炉等規制法関係法令上の 規制区分 ^{注1}	施設等の数 ^{注2}		保障措置検査実績（人・日）			国際規制物資の使用等に関する規則に基づく（件数）							
						国際規制物資の 使用許可（承認） ^{注3}	計量管理規定 ^{注4}		計量管理に関する報告 ^{注5}				
		保障措置検査実績施設等の数	合計	原子力規制委員会	指定保障措置検査等 実施機関（NMCC）		認可 （承認）	変更認可 （承認）	合計	在庫変動報告	物質収支報告	実在庫明細表	核燃料物質 管理報告書
加工	6 (6)	6 (6)	284 (341)	46 (41)	238 (300)	対象外	4 (1)	14 (13)	74 (75)	59 (58)	8 (9)	7 (8)	対象外
試験研究用等 原子炉	22 (22)	15 (16)	106 (90)	2 (0)	104 (90)				60 (69)	14 (25)	23 (22)	23 (22)	
実用発電用原子炉	57 (57)	54 (54)	167 (222)	26 (30)	141 (192)				199 (157)	63 (31)	68 (63)	68 (63)	
研究開発段階 発電用原子炉	2 (2)	2 (2)	22 (17)	3 (3)	19 (14)				4 (4)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	
貯蔵	1 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	4 (0)				1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
再処理	3 (3)	3 (3)	724 (810)	1 (13)	723 (797)				42 (42)	36 (36)	3 (3)	3 (3)	
使用	200 (199)	43 (42)	605 (564)	36 (32)	569 (532)				755 (771)	359 (351)	197 (211)	199 (209)	
原子力利用 国際規制物資使用者	7 (7)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	24 (21)	8 (5)	8 (8)	8 (8)	対象外
非原子力利用 国際規制物資使用者 ^{注3}	1,866 (1,862)	対象外	対象外			30 (34)	30 (34)	94 (107)	3,725 (3,714)	対象外			3,725 (3,714)
合計	2,164 (2,158)	124 (124)	1,912 (2,046)	114 (121)	1,798 (1,925)	30 (34)	34 (35)	109 (120)	4,884 (4,853)	540 (506)	309 (318)	310 (315)	3,725 (3,714)

注 1 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。加工事業者（第13条第1項）、試験研究用等原子炉設置者（第23条第1項）、発電用原子炉設置者（第43条の3の5第1項）、貯蔵事業者（第43条の4第1項）、再処理事業者（第44条第1項）、核燃料物質の使用者（第52条第1項）、国際規制物資使用者（第61条の3第1項）に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者、非原子力利用国際規制物資輸出者（国際規制物資の使用等に関する規則第1条第14項）に分類される。製錬事業者（第3条第1項）、廃棄事業者（第51条の2第1項）及び非原子力利用国際規制物資輸出入者は施設数が0のため記載せず。実用発電用原子炉の区分にはそれらの附属施設である乾式貯蔵施設についても含まれる。

注 2 保障措置上の区分に基づく施設数を記載。（原子炉等規制法に基づく事業所の数とは必ずしも一致しない。）
なお、国際規制物資使用者については、国際規制物資使用許可を取得している事業所の数を記載。

注 3 核燃料物質を使用する者に限る。

注 4 原子炉等規制法第61条の8に基づき、国際規制物資を使用している者が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定める規定。

注 5 国際規制物資を使用する者が国際規制物資の使用等に関する規則第48条各項及び計量管理規定に基づき行う報告。

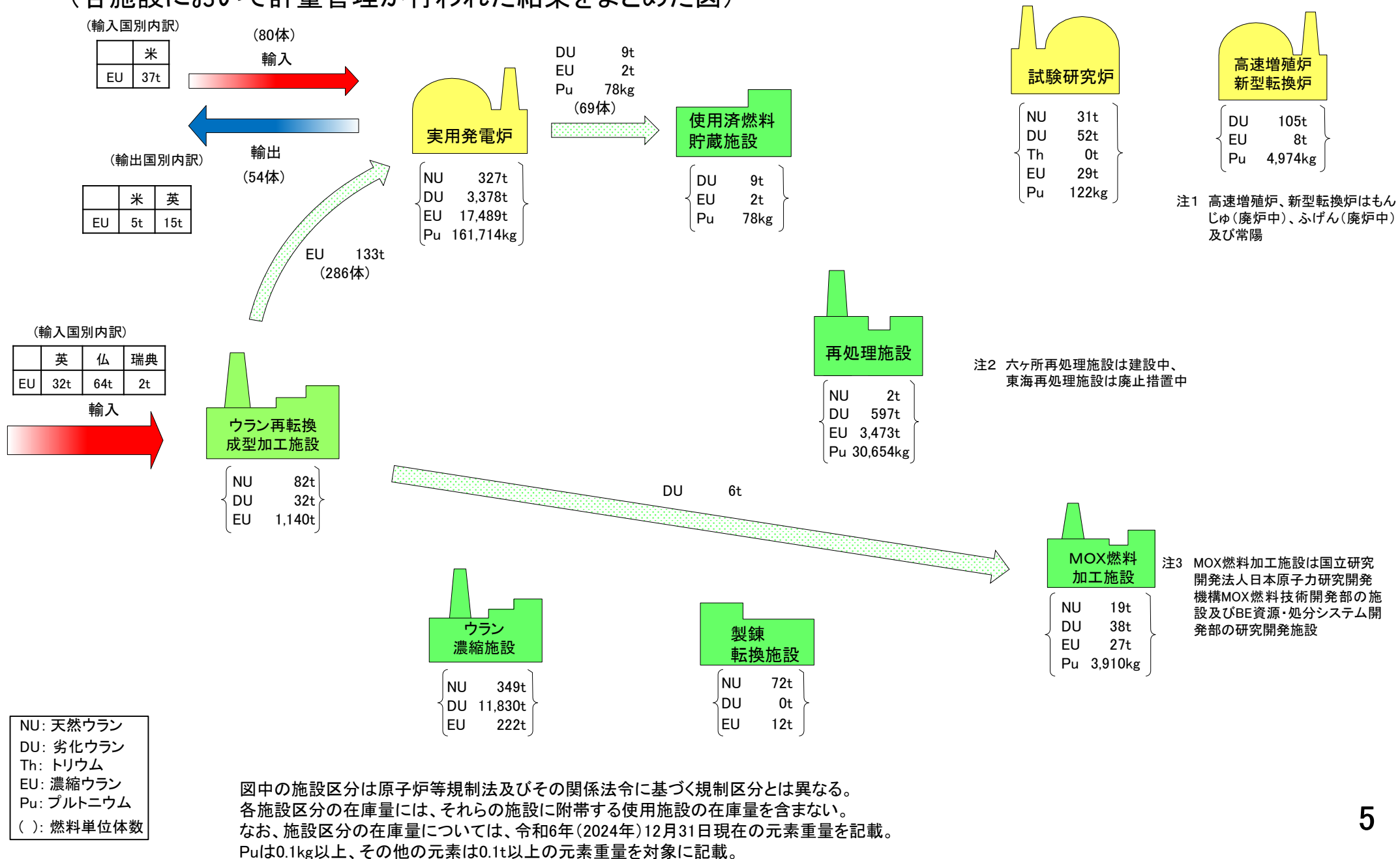
②日・IAEA保障措置協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス数

立入検査の種類	立入検査等実施回数 （原子力規制委員会）	立入検査等実績（人・日） （原子力規制委員会）
設計情報検認・検査 ^{注6}	79 (73)	129 (96)
補完的なアクセス ^{注7}	25 (28)	34 (37)
合 計	104 (101)	163 (133)

注 6 日・IAEA保障措置協定に基づき、IAEAに提供した施設の設計情報の正確性及び完全性を検認・検査するもの。

注 7 日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことなどを確認するもの。外務省による実績は含まない。

我が国の核燃料物質量一覧

①主要な核燃料物質移動量(令和6年(2024年))
(各施設において計量管理が行われた結果をまとめた図)

②原子炉等規制法上の規制区分別の核燃料物質の在庫量

令和6年(2024年)12月31日現在

()内は令和5年(2023年)12月31日現在

核燃料物質の区分 ^{注1} 原子炉等規制 法上の規制区分 ^{注2}	天然ウラン	劣化ウラン	トリウム	濃縮ウラン		プルトニウム ^{注4}
	(t)	(t)	(t)	U(t)	U-235(t)	(kg)
加工	431 (460)	11,861 (11,839)	0 (0)	1,362 (1,400)	55 (57)	－ (－)
試験研究用等 原子炉	31 (31)	62 (63)	0 (0)	34 (34)	2 (2)	1,839 (1,839)
実用発電用 原子炉	327 (372)	3,378 (3,336)	－ (－)	17,489 (17,379)	326 (337)	161,714 (155,878)
研究開発段階 発電用原子炉	－ (－)	95 (95)	－ (－)	3 (3)	0 (0)	3,257 (3,257)
貯蔵	－ (－)	9 (－)	－ (－)	2 (－)	0 (－)	78 (－)
再処理	2 (2)	597 (597)	0 (0)	3,473 (3,472)	33 (33)	30,654 (30,655)
使用	121 (120)	260 (252)	5 (5)	49 (49)	1 (1)	3,991 (3,992)
原子力利用 国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
非原子力利用 国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
合計 ^{注3}	913 (986)	16,263 (16,183)	5 (5)	22,412 (22,337)	416 (430)	201,534 (195,621)

・表中の「－」は在庫を保有していないことを表し、「0」は0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注1 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的、化学的な状態によらず区分毎の合計量を記載。

注2 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、貯蔵事業者(第43条の4第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者、非原子力利用国際規制物資輸出入者(国際規制物資の使用等に関する規則第1条第14項)に分類される。製錬事業者(第3条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)及び非原子力利用国際規制物資輸出入者は施設数が0のため記載せず。実用発電用原子炉の区分にはそれらの附属施設である乾式貯蔵施設についても含まれる。

注3 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

注4 プルトニウム量の増加の一因として、IAEAからの要請を踏まえ、約2年を超えてプールに保管されている照射済燃料は、「使用済燃料」として計上するよう、令和6年度(2024年度)下期より順次管理方法を切り替えている。

③二国間原子力協力協定等に基づく供給当事国区分別の核燃料物質の在庫量

令和6年(2024年)12月31日現在
()内は令和5年(2023年)12月31日現在

核燃料物質の区分 ^注 供給当事国区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
アメリカ	79 (79)	3,792 (3,774)	1 (1)	16,096 (16,085)	294 (307)	142,535 (138,329)
イギリス	12 (12)	447 (447)	0 (0)	2,319 (2,297)	38 (39)	22,552 (21,945)
フランス	35 (36)	6,520 (6,520)	0 (0)	6,229 (6,181)	99 (99)	61,940 (61,348)
カナダ	632 (676)	5,336 (5,293)	0 (0)	5,718 (5,726)	95 (99)	58,246 (56,838)
オーストラリア	19 (20)	1,040 (1,031)	－ (－)	3,994 (3,966)	72 (74)	34,189 (33,113)
中国	22 (27)	258 (254)	－ (－)	295 (297)	6 (7)	2,664 (2,236)
ユーラトム	48 (48)	6,521 (6,520)	0 (0)	8,192 (8,155)	163 (166)	29,530 (28,002)
カザフスタン	－ (－)	－ (－)	－ (－)	37 (37)	1 (1)	4 (－)
韓国	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
ベトナム	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
ヨルダン	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
ロシア	－ (－)	－ (－)	－ (－)	67 (67)	3 (3)	70 (－)
トルコ	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
UAE	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
インド	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
IAEA	1 (1)	2 (2)	－ (－)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
その他	145 (168)	2,098 (2,075)	4 (4)	356 (357)	7 (8)	4,661 (4,359)

・ 二国間原子力協定及びIAEAウラン供給協定の対象となる核燃料物質の量を締約国毎に記載。なお、複数の協定の対象となる核燃料物質は、それぞれの供給当事国区分に重複して計上。

・ 表中「－」は在庫を保有していないことを表し、「0」は0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的・化学的形狀によらず区分毎の合計量を記載。

2024年版保障措置声明における評価結果の概要

保障措置協定の種類	国数	評価結果
核兵器不拡散条約締約国	190 ^{注2}	—
保障措置協定非締約国	3	いかなる保障措置結論も導出できず。
保障措置協定適用対象国	190 ^{注2, 注3}	—
包括的保障措置協定 ^{注1} (Comprehensive Safeguards Agreement) ＋ 追加議定書 (Additional Protocol)	137 ^{注3}	75 ^{注3} ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動の兆候も見られない。 ⇒ すべての核物質が平和的活動にとどまっている(拡大結論)。
		61 ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
		1 ・ いかなる保障措置結論も導出できず。 ^{注4}
包括的保障措置協定 ^{注1} (Comprehensive Safeguards Agreement)	45	31 ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
		14 ・ いかなる保障措置結論も導出できず。 ^{注4}
自発的協定 (Voluntary Offer Agreement) ＋ 追加議定書 (Additional Protocol)	5	・ 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。 ⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動にとどまっているか、又は協定に規定されるとおりに保障措置から取り下げられている。
INFCIRC／66型保障措置協定	3	・ 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。 ⇒ 保障措置の適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動にとどまっている。

^{注1} ある国の領土内若しくはその管轄下等で行われる全ての平和的な原子力活動に係る全ての核物質について、保障措置の対象とする協定。

^{注2} IAEAによる保障措置活動が実施されず、評価が導出できなかった北朝鮮を含まない。

^{注3} この他に台湾。

^{注4} 初版少量議定書 (Original Small Quantities Protocol) を運用している国に対しては、保障措置結論を導出できないとした。